

社会福祉法人白鳩会は、次世代育成支援対策の一環として以下の取り組みを行います。

取り組みを行う計画と実行期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

1. 妊娠中の職員及び子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
 - ア. 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供と相談体制の整備を行います。
 - イ. 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として
 - 育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を徹底します。
 - 育児休業期間中の代替職員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行います。
 - ウ. 子育てをする職員が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助をする取り組みを行います。
 - エ. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの制度内容について職員に周知します。

社会福祉法人白鳩会は、次世代育成支援対策の一環として以下の取り組みを行います。

取り組みを行う計画と実行期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 働き方の見直しを助ける多様な労働条件の整備
 - ア. 時間外労働を削減するための取り組みを行うために必要な設備整備や職員採用を行います。
 - イ. 有給休暇を取得しやすくし、多くの日数を取得できるような取り組みを行います。
3. その他次世代育成支援対策に関すること
 - ア. 職員が地域の子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO法人などの各種団体への参画を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動を実施します。
 - イ. 学生や地域の若者に対するインターンシップ等の職業体験の場の提供やトライアル雇用等を通じた雇い入れ、適正な募集、採用機会の確保やその他の雇用管理の改善または職業訓練の推進を行います。